# 資 料 経営の健全性に関する指標について

自己資本比率は、15.02%と高い健全性を維持しています。

## 自己資本の構成に関する事項(単体)

(単位：百万円)

| 項 目 | 2026年9月末 |
|---|---|
| **コア資本に係る基礎項目(1)** | |
| 普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額 | 180,705 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 13,431 |
| うち、利益剰余金の額 | 167,273 |
| うち、外部流出予定額(△) | － |
| うち、上記以外に該当するものの額 | － |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 3,861 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 3,861 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | － |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | － |
| **コア資本に係る基礎項目の額(イ)** | 184,567 |
| **コア資本に係る調整項目(2)** | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 1,388 |
| うち、のれんに係るものの額 | － |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 1,388 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | － |
| 適格引当金不足額 | － |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | － |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | － |
| 前払年金費用の額 | － |
| 自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | － |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | － |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | － |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等の額 | － |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | － |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | － |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | － |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | － |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | － |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | － |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | － |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | － |
| **コア資本に係る調整項目の額(ロ)** | 1,388 |
| **自己資本** | |
| **自己資本の額((イ)−(ロ))(ハ)** | 183,178 |
| **リスク・アセット等(3)** | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 1,160,406 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | － |
| マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | － |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 58,871 |
| フロア調整額 | － |
| **リスク・アセット等の額の合計額(ニ)** | 1,219,277 |
| **自己資本比率** | |
| **自己資本比率((ハ)／(ニ))** | 15.02 |

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 自己資本の充実度に関する事項（単体）

（単位：百万円）

| 項　目 | 2026年9月末 | |
|---|---|---|
| | リスク・アセット等 | 所要自己資本の額 |
| **イ.信用リスク・アセットの額の合計額** | 1,160,406 | 46,416 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 930,779 | 37,231 |
| 現金 | － | － |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | － | － |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | － | － |
| 国際決済銀行等向け | － | － |
| 我が国の地方公共団体向け | － | － |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | － | － |
| 国際開発銀行向け | － | － |
| 地方公共団体金融機構向け | 206 | 8 |
| 我が国の政府関係機関向け | 15,678 | 627 |
| 地方三公社向け | － | － |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 97,247 | 3,889 |
| 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け | 15,503 | 620 |
| カバード・ボンド向け | － | － |
| 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。） | 214,291 | 8,571 |
| 特定貸付債権向け | － | － |
| 中堅中小企業等向け及び個人向け | 142,752 | 5,710 |
| トランザクター向け | 724 | 28 |
| 不動産関連向け | 151,150 | 6,046 |
| 自己居住用不動産等向け | 45,794 | 1,831 |
| 賃貸用不動産向け | 47,957 | 1,918 |
| 事業用不動産関連向け | 57,395 | 2,295 |
| その他不動産関連向け | 2 | 0 |
| ADC向け | － | － |
| 劣後債権及びその他資本性証券等 | 9,868 | 394 |
| 延滞向け（自己居住用不動産等向けを除く。） | 29,687 | 1,187 |
| 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 | 2,363 | 94 |
| 取立未済手形 | 159 | 6 |
| 信用保証協会等による保証付 | 24,979 | 999 |
| 株式等 | 25,843 | 1,033 |
| 上記以外 | 216,550 | 8,662 |
| 重要な出資のエクスポージャー | － | － |
| 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | 130,367 | 5,214 |
| 信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | 15,251 | 610 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー | 8,940 | 357 |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー | － | － |
| 総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー | 40,917 | 1,636 |
| 上記以外のエクスポージャー | 21,074 | 842 |
| ②証券化エクスポージャー | 414 | 16 |
| 証券化　STC要件適用分 | － | － |
| 短期STC要件適用分 | － | － |
| 不良債権証券化適用分 | － | － |
| STC・不良債権証券化適用対象外分 | 414 | 16 |
| 再証券化 | － | － |
| ③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 226,203 | 9,048 |
| ルック・スルー方式 | 226,203 | 9,048 |
| マンデート方式 | － | － |
| 蓋然性方式（250%） | － | － |
| 蓋然性方式（400%） | － | － |
| フォールバック方式（1,250%） | － | － |
| ④未決済取引 | － | － |
| ⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | － | － |
| ⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額（簡便法） | 2,979 | 119 |
| ⑦中央清算機関関連エクスポージャー | 28 | 1 |
| **ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額** | 58,871 | 2,354 |
| BI | 39,247 | |
| BIC | 4,709 | |
| **ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）** | 1,219,277 | 48,771 |

（注）1.所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2.「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4.TLAC（Total Loss Absorbing Capacity）とは、グローバルに活動している金融機関が万一危機に陥った場合に、当該金融機関の債権者等に損失を負担させ、かつ、資本の再構築を行うことにより、当該金融機関の重要な機能を維持しつつ秩序ある処理を行うことを目的とした国際的な枠組みにおいて、対象となる各金融機関が予め確保すべき「総損失吸収力」のことです。
5.マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
6.標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
7.総所要自己資本額=リスク・アセットの合計額（自己資本比率の分母の額）×4%

## 金融再生法ベースによる不良債権比率と残高推移

（単位：億円）

| | 2025年9月末 | 2026年3月末 | 2026年9月末 |
|---|---|---|---|
| 金融再生法上の不良債権（A） | 679 | 717 | 683 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 71 | 68 | 71 |
| 危険債権 | 603 | 644 | 608 |
| 要管理債権 | 4 | 4 | 3 |
| 正常債権 | 12,619 | 12,563 | 12,687 |
| 合計（B） | 13,298 | 13,280 | 13,370 |
| 不良債権比率（A/B×100） | 5.10% | 5.40% | 5.11% |

### ○破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

### ○危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

### ○要管理債権

「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金。

## 時価のある有価証券の評価情報

安全性、市場リスクに配慮して慎重かつ効率的な資金運用に努めています。

（単位：億円）

| | 2025年9月末 | | | | 2026年3月末 | | | | 2026年9月末 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 時価 | 評価差額 | | | 時価 | 評価差額 | | | 時価 | 評価差額 | | |
| | | | うち益 | うち損 | | | うち益 | うち損 | | | うち益 | うち損 |
| その他有価証券 | 10,228 | ▲445 | 242 | 687 | 9,704 | ▲615 | 234 | 849 | 9,809 | ▲647 | 330 | 978 |
| 株　式 | 162 | 60 | 62 | 2 | 179 | 78 | 78 | 0 | 197 | 92 | 92 | 0 |
| 債　券 | 5,486 | ▲405 | 0 | 405 | 4,919 | ▲550 | 0 | 550 | 4,991 | ▲640 | 0 | 640 |
| その他 | 4,579 | ▲100 | 179 | 279 | 4,605 | ▲143 | 155 | 298 | 4,620 | ▲98 | 238 | 337 |

（注）1. 2026年9月末の「評価差額」及び「含み損益」は、2026年9月末時点の帳簿価額（償却原価法適用後、減損処理後）と時価との差額を計上しています。
2. 有価証券のほか、買入金銭債権中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しています。
3. なお、満期保有目的の債券に係る「含み損益」は以下の通りであります。子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは該当ありません。

（単位：億円）

| | 2025年9月末 | | | | 2026年3月末 | | | | 2026年9月末 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 帳簿価額 | 含み損益 | | | 帳簿価額 | 含み損益 | | | 帳簿価額 | 含み損益 | | |
| | | | うち益 | うち損 | | | うち益 | うち損 | | | うち益 | うち損 |
| 満期保有目的の債券 | 754 | ▲48 | 0 | 48 | 757 | ▲73 | 0 | 73 | 749 | ▲91 | 0 | 91 |